

丘のまち美瑛 観光のルールとマナー

1 畑へは入らないでください

畑へは、「車」はもちろん「人」も入ってはいけません。作物と作物の境界の道路（舗装以外）も、農作業道路（畑の一部で私有地）がほとんどなので同様です。

目に見えない害虫が、靴やタイヤから土を経由して農作物に害をもたらします。野菜づくりには健康な土づくりが欠かせません。

また、農作業を妨げる行為も慎んでいただくとともに、舗装部分から写真を撮るよう一声かけてください。

※「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」は軽犯罪法第1条第32号違反に該当します。軽犯罪法違反は全て拘留（1日以上30日未満の拘置）または科料（1千円以上1万円未満）という罪になります。

2 車の通行は公道（舗装道路）で

美瑛町内の公道はほとんどが舗装されています。舗装道路以外は、農作業道路（私有地）であることが多いので、知らない道路は、舗装道路のみ通行してください。

また、路上駐車して道路をふさいでしまうと、農作業車の通行の妨げとなります。農作業に支障がでないよう不用意な駐停車はおやめください。

※車輛の通行の妨げとなる不用意な駐停車は道路交通法に抵触する恐れがあります（駐停車違反、最大で2万5千円の反則金）。

3 ごみはお持ち帰りください

ごみが散らかっていると丘の景観が台無しです。ごみはごみ箱へ捨てるか、思い出といっしょにお持ち帰りください。

※ごみのポイ捨ては「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とある廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反に該当します（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し又はこれを併科）。

地域の方も、温かい気持ちでお迎えしています。

ルールやマナーを守り、旅行を楽しんでいただくことが地域の願いです。

〈美瑛町・美瑛町観光協会・旭川東警察署〉